

別紙 1

「2026 版 EDINET タクソノミ（案）」に対する
コメントの概要及び金融庁の考え方

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	開示府令タクソノミ 財務諸表タクソノミ	タクソノミ要素	2026 年版 EDINET タクソノミ案では「リース債務」から「リース負債」へとラベル名の変更(要素は維持)が行われていますが、キャッシュ・フロー計算書や附属明細表における「リース債務」を含むラベルに対しても同様にラベル名の変更対応が必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、キャッシュ・フロー計算書のラベル名を変更いたします。なお、別記事業会計規則に基づく附属明細表は規則の改正後に反映予定です。
2	財務諸表タクソノミ	タクソノミ要素	2026 年版 EDINET タクソノミ案では新リース会計基準適用後の設定になっていると認識しています。 新リース会計基準適用前の提出者においては、EDINET の「リース負債」要素のラベル設定が反映されないよう、印刷会社側で財務諸表の各ロールに「リース債務」のラベルを設定し優先ラベル指定を行うこととなりますでしょうか。 また、現行財務諸表で「使用権資産」の勘定科目を利用している場合は、2026 年版 EDINET タクソノミ案で新たに用意された「使用権資産、有形固定資産」、「使用権資産、無形固定資産」及び「使用権資産、その他の投資資産」へと変更することとなりますでしょうか。 上記につき、EDINET「よくある質問(以下、FAQ)」にて対応を掲載いただくことを要望いたします。	ご意見を踏まえ、「リース負債」の要素につき、原則適用期までの期間「リース債務」を表記できるよう EDINET タクソノミ上にて用途別ラベルの追加設定をいたしました。なお、提出者自身がいずれか選択できるよう EDINET タクソノミ上では優先ラベル設定は行わない方針といたします。 また、財務諸表等規則の改正に伴い、新たに使用権資産に関連する要素を用意しております。新たな要素をご利用ください。 上記につき、FAQ を掲載いたしました。

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
3	大量保有タクソノミ	提出書類様式選択への質問	大量保有報告書(及び変更報告書)は、2026 年5月1日以降に報告義務が発生する書類から新様式のタクソノミを適用することと認識しています。2026 年4月 30 日以前に報告義務が発生した書類については、旧様式のタクソノミを適用することとなり、2026 年5月1日以降に提出する場合におきましても旧様式のタクソノミを適用する場合が想定されます。 2026 年版タクソノミの適用以降の様式選択画面では、新旧の2様式が表示されることになりましたでしょうか。 また、選択した様式と適用したタクソノミが異なる場合、提出時にバリデーションチェックの結果、エラーが生じますでしょうか。 XBRL 書類作成ツールについても同様でしょうか。	大量保有報告書(及び変更報告書)については、提出事由が生じた日における様式を適用ください。ご記載のとおり、提出事由が生じた日から書類提出までの期間が存在するため、当該期間は二つの様式を表示いたします。また、当面の間、旧様式が選択できるよう設定予定です。したがって、選択した様式と適用するタクソノミが異なる状況にはならないと認識しております。 また、提出書類ヘッダにて選択した様式に合わせ問題なく提出できるよう設定予定です。 XBRL 書類作成ツールについても同様です。
4	大量保有タクソノミ	提出書類様式選択への質問	大量保有報告書の訂正報告を行う際に、訂正対象となる大量保有報告書又は変更報告書の当初提出時のタクソノミバージョンに準じるため、様式選択画面において、新旧の様式が表示されるものと認識してよろしいでしょうか。	訂正報告においては、訂正対象となる大量保有報告書または変更報告書に対応した訂正報告書の様式が表示されます。例えば、旧様式で提出されたものは旧様式の訂正報告書が、新様式で提出されたものは新様式の訂正報告書が表示されます。
5	大量保有タクソノミ	ガイドラインの更新	『提出者タクソノミ作成ガイドライン』(作成ガイドライン)8-1-16 大量保有府令につき、対象期間として「2026 年(令和8 年)5 月 1 日以後提出する書類」と記載されておりますが、報告義務が生じた日を基準とする表現へ更新することが適切ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、作成ガイドラインを更新いたしました。

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
6	開示府令タクソノミ	タクソノミ要素	有価証券届出書(開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。)について、次の事業年度の期中レビュー報告書及び中間監査報告書を掲げるときに「監査意見、次の中間、連結 [テキストブロック]」、「監査意見、次の中間、個別 [テキストブロック]」の要素が必要と考えられますが、用意されていません。要素の追加を要望いたします。	ご意見を踏まえ、要素を追加いたしました。
7	開示府令タクソノミ	ガイドラインの更新	『EDINET タクソノミ概要説明』(ガイドライン)2-5-2-20 監査報告書につき、半期報告書(開示府令第四号の三様式及び開示府令第五号様式に限る。)のタグ付け項目として「監査人の結論」のみが記載されていますが、第五号様式も加味し、「監査人の結論及び中間監査意見」へと表現を更新することをご検討ください。 また、有価証券届出書(開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。)について、次の事業年度の期中レビュー報告書及び中間監査報告書を掲げるときの取扱いの記載が明記されていません。ガイドラインへの記載をご検討ください。	ご意見を踏まえ、ガイドラインに追記いたしました。
8	開示府令タクソノミ	ガイドラインの更新	『EDINET タクソノミ概要説明』(ガイドライン)2-5-2-20 監査報告書につき、財務諸表監査と内部統制監査が一体となった監査報告書である場合、「監査意見」は財務諸表監査のみにタグ付けをするのであれば、その旨をガイドラインへ記載することをご検討ください。	ご意見を踏まえ、ガイドラインに追記いたしました。

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
9	開示府令タクソノミ	ガイドラインの更新	開示府令タクソノミに新たに用意された「将来予定株式数」の要素につき、報酬制度に基づき交付される予定の株式の記載に対して用意された要素なのであれば、その旨を『EDINET タクソノミ概要説明』(ガイドライン)2-5-2-15 役員の状況に明記することを要望いたします。 また、表のセル中の記載内容にタグ付けする旨の定めの中に「所有株式数」の言及がありませんが、脚注に記載された「将来予定株式数」を詳細タグ付けすることを意図するものではないのであれば、ガイドラインの表現の変更を要望いたします。	「将来予定株式数」については、報酬制度に基づき交付される予定の株式のタグ付けのみに限定してはおりません。開示実務に合わせ、データ利用に適した適切なタグ付けにご利用ください。 また、ご意見を踏まえ、表のセル中の「所有株式数」をタグ付けすることを明確化するためガイドラインを更新いたしました。
10	開示府令タクソノミ	タクソノミ要素	現在、多くの上場企業では有価証券報告書の総会前開示の実現に向けた取組みが行われています。総会前開示の状況を把握するための情報が、現在のテキストブロックタグでは効率的に収集できないと考えます。 定時株主総会の開催日をデータとして抽出することが可能になるように、定時株主総会と臨時株主総会を区別できるようなタグと、日付型を属性として持つ開催日のタグを追加することを要望いたします。	将来へ向けた検討事項とさせていただきます。

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
11	開示府令タクソノミ	タクソノミ要素	有価証券報告書の【提出会社の株式事務の概要】には「基準日」が記載され、当該「基準日」は有価証券報告書の総会前開示の状況を分析するにあたって有用な情報であると考えます。当該「基準日」に対する詳細タグの追加を要望いたします。データ型としては日付型が望ましいですが、実務上困難な場合には文字列型での対応も可能であると考えます。	将来へ向けた検討事項とさせていただきます。
12	大量保有タクソノミ 自社株買付タクソノミ 他社株公開買付届 出書タクソノミ	英語ラベル	英語ラベルについて全体的な整合性を向上するための改善提案(計 18 項目)。	ご意見を踏まえ、英語ラベルを更新いたしました(更新後の英語ラベルは、『EDINET タクソノミ更新概要添付資料』を御参照。)

※「コメントの概要」は、いただいた御意見の主要なポイントを要約として記載しております。